



文京区
シンボルマーク



区報 ふんきょう

平成29年
(2017)

8/9

発行/文京区
編集/危機管理課
〒112-8555 文京区春日1-16-21

代表 ☎(3812)7111
<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>

▲区制70周年を契機に制定した区のシンボルマークです。

「文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」特集号

文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

平成29年7月1日施行

区では、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え観光客等の増加が予想される中で、地域において客引き行為等が課題となっていることから、本区における区内全域の客引き行為等を防止し、繁華街における安全対策を強化するとともに、安

全で快適な地域環境の確保を図ることを目的として「文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」が制定されました。地域の方々や警察等と連携し、安全で安心なまちづくりをさらに進めてまいります。

禁止

となる行為（詳細は裏面をご覧ください。）

区内全域の公共の場所において、次の①～④の行為が禁止されます。

① 客引き行為

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、居酒屋・カラオケボックス・キャバクラ・ガールズバー・セクシーパブ・ファッションヘルス等の客となるよう誘う行為

② 勧誘行為

キャバクラやファッションヘルスでの勤務、アダルトビデオへの出演等に誘う行為

③ 客待ち

上記①②の行為を行う目的で、たたずんだり、うろついたり、数人でたむろして相手方を待つ行為

④ 客引き行為等を用いた営業

客引き行為等を受けた客を、店舗に立ち入らせること

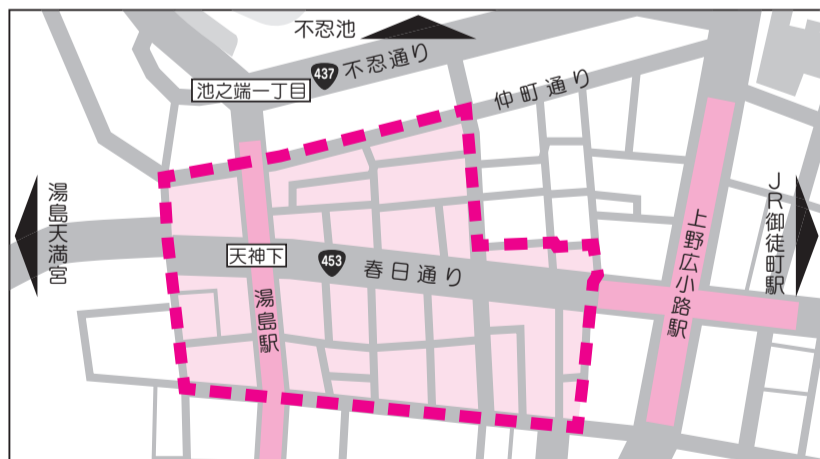


特定地区での指導等及び過料の措置については10月1日から施行されます

客引き行為等防止特定地区

客引き行為等を防止するために重点的に取り組んでいく区域として客引き行為等防止特定地区（特定地区）を指定しました。

- 湯島地区客引き行為等防止特定地区
湯島3丁目33～47番



特定地区内での指導等の措置（10月1日～）

特定地区内で禁止となる行為を行った場合は指導されます。

指導に従わない場合には、警告・勧告を行い、さらに勧告に従わない場合は、氏名・住所・店舗名等の公表のほか、5万円以下の過料が科されます。

● 措置の流れ

指導

警告

勧告

公表・過料

文京区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例

文京区内の公共の場所では、次の①～④の行為が禁止されます。

① 客引き行為

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、居酒屋・カラオケボックス・キャバクラ・ガールズバー・セクシーパブ・ファッションヘルス等の客となるよう誘う行為が禁止されます。



② 勧誘行為

通行人等不特定の人の中から相手方を特定して、キャバクラやファッションヘルスでの勤務、アダルトビデオへの出演等に誘う行為が禁止されます。



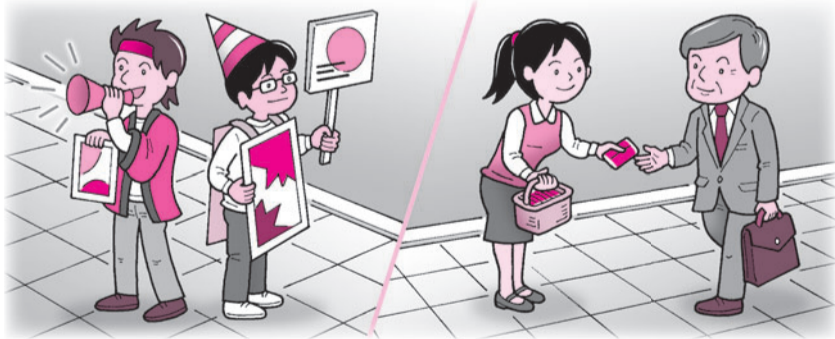
③ 客待ち

上記①②の行為を行う目的で、たたずんだり、うろついたり、数人でたむろして相手方を待つ行為が禁止されます。



④ 客引き行為等を用いた営業

客引き行為等を受けた客を、店舗に立ち入らせることが禁止されます。



客引き行為等に該当しないもの

- 不特定多数の人に対してティッシュやチラシ配りをする事は規制の対象とはなりません。ただし、ティッシュやチラシを配りながら客引き行為等を行うことは規制の対象となります。
- 不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼びかける行為は、規制の対象外となります。

客引き行為等が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」又は「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」に違反する場合は、警察による取締りの対象となります。